

令和 6 年度版

いじめ防止対策 基本方針



鶴岡市立あさひ小学校

鶴岡市立あさひ小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月 改訂

はじめに

子どもはかけがえのない存在であり、一人ひとりが「いのち」輝く人間として生きることが保護者や地域の人々の願いである。本校では、教育目標「あかるく さわやかで ひたむきな あさひっ子」の具現のため、子どもたちに自他の「生命」の尊さと人間としての「生き方」をしっかりと教え育てていく「いのち」の教育を大切に進めている。

いじめの問題への対応は最重要課題の一つである。いじめは絶対に許さないという毅然とした態度を示しながらも、いじめは、どこでも起こりうることを認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応できるよう、教職員が積極的に一致協力し、いじめ防止に取り組む必要がある。

このため、国において制定・策定された「いじめ防止対策推進法」及び「いじめ防止基本方針」や、県及び市の「いじめ防止基本方針」等を踏まえ、「あさひ小学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に向けた実効あるいじめ防止対策を進めるため、ここにこの方針を掲げるものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるよう指導する必要があると考える。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、家庭その他の関係者の連携の下でいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

【いじめとは】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】

- ア 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- エ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- オ 金品をたかられる

- カ 金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ク パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷等の嫌なことをされる

3 学校及び教職員の基本姿勢

- (1) 自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を，「学校いじめ防止基本方針」として定める。
- (2) わかる・できる授業や，一人一人を生かす教育活動の充実，さらには保護者，地域との協力体制の構築を通して，だれもが，安心して，豊かに生活できる学校づくりに努める。
- (3) いじめは，どの学校にも，どの学級にも，どの子どもにも起こりうることを意識し，いじめを未然に防ぎ，いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者，地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと，いじめられている子どもを守り抜くことを表明し，管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに，児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど，学校組織をあげて児童一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) 教職員は，児童が主体となっていじめのない学校をつくろうとする意識を育み，児童会の取り組みなど児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導，支援する。
- (7) いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には，警察，児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

4 保護者の役割・基本姿勢

- (1) 常に子どもの心情に寄り添いながらその理解に努め，子どもが安心，安定して過ごせるよう愛情をもって育む。
- (2) どの子どもも，いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し，いじめに加担しないよう指導に努め，また，日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は，周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (3) いじめが許されない行為であることを十分認識し，いじめが許されないことや相手を尊重することの大切さを子どもにしっかりと理解させるとともに，いじめの防止等の取組を学校と連携して進める。
- (4) いじめを発見し，または，いじめのおそれがあると思われるときは，速やかに学校，関係機関等に相談または通報する。

5 子どもたちの役割・基本姿勢

- (1) 自己の夢を達成するため，何事にも精一杯取り組むとともに，他者に対しては思いやりの心を持ち，自らが主体的にいじめのない関係づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは，当事者に声をかけることや，周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

6 いじめ問題等への組織的対応

- (1) 学校運営組織に「あさひ小学校いじめ防止対策委員会」を位置づけ、いじめ防止対策の推進、いじめへの迅速な対応及び情報交換を組織的に進める。
- (2) 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告するとともに、問題への対応、調査に当たる組織として、教育委員会と協議の上、「あさひ小学校いじめ防止対策委員会」の組織に、「鶴岡市いじめ問題対応委員会」より必要な人員の派遣を受けて「あさひ小学校いじめ問題対応委員会」を組織する。（「Ⅳ 重大事態への対応」参照）

『あさひ小学校いじめ防止対策委員会』

【構成員】（校内）校長、教頭、教務主任、養護教諭、特別支援教育・教育相談・生徒指導の各主担当
（校外）PTA会長及び副会長、民生委員協議会会長及び副会長、あさひ駐在所所長

【定例会議】各学期に1回（年間3回）校内委員による定例会議を行う。
※必要に応じて校外委員を交えた委員会を開催する。

【組織の役割】・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
・いじめの相談・通報の窓口
・いじめの疑いや問題行動などに係る情報の収集と記録
・いじめを察知した場合の関係児童等に対する事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定
・保護者との連携などの対応の組織的な実施

7 関係機関との連携

(1) 教育委員会との連携

いじめ防止等に関する活動及び解決が困難な事案など連携が必要と判断する場合には、いじめ支援チームの派遣を要請する。

(2) 警察、児童相談所、医療機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは「学校・警察連絡制度」を活用し、鶴岡警察署に報告する。また、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、病院等）と適切に連携する。

(3) 中学校ブロック内小中学校等との連携

あさひ小・朝日中学校間において、校長・教頭等合同研修会、ブロック研修会、全体研修会を活用し、いじめに係る事実の提供や情報収集をきめ細かく行うなど、接続する小・中学校の連携の充実を図る。

Ⅱ いじめ防止等の基本的施策

1 未然防止の取組

(1) 児童理解に基づくきめ細かな教育の推進

- ① 児童理解の努力と工夫（教員用いじめチェックリストの活用、定期的なアンケート調査、面談、Q-U等の実施）
- ② 学校外における児童の状況の把握（情報提供の呼びかけや相談窓口の周知）
- ③ 組織として対応できる体制の整備
（『あさひ小学校いじめ防止対策委員会』の活動の充実）
- ④ 個々の児童の人間関係を踏まえた児童理解と学級指導の充実
（行動観察や生活記録、いじめアンケート調査、面談、Q-U等の結果を、適切な指導・支援に結びつける）

(2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育の推進

児童の豊かな情操と道徳心を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築するための素地を養うことが、いじめの防止につながることを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の推進を図る。

(3) 学校・家庭・地域における「いのち」の教育の推進

- ① 学校における「いのち」の教育の実践・・・体験活動の充実や動植物との触れ合い
- ② 家庭における「いのち」の教育の実践・・・親子の触れ合いを通して子どもの自尊感情を高める。
- ③ 地域における「いのち」の教育の実践・・・ボランティア活動への積極的参加や「かたくりの子四つの運動」の推進

(4) 児童会の主体的な活動の推進

「いじめは人間として許されない行為である」「いじめを見て見ぬふりをするのもいじめを助長することにつながる」等、児童へのいじめに対する理解を深めるとともに、児童会の活動において、挨拶や言葉遣い、時間の遵守など、校内生活のきまりや心得の大切さを子どもたちが共有し高め合う集団づくりに努め、児童の自己有用感や自己肯定感を育てる教育の推進を図る。

(5) 教員等の資質能力の向上

- ① 生徒指導、特別支援教育等に関わる資質・能力の向上のための研修の充実
- ② 特別支援教育コーディネーターの計画的育成

(6) P T A組織を生かした取組の推進

- ① 学校・家庭・地域の連携の推進役として、保護者同士のネットワークを活用していじめに関する情報を収集し、保護者と学校が情報を共有しながらいじめ防止に努める。
- ② 家庭教育での取組（規範意識の育成、いじめは決して許されないという意識付け）

(7) ネットによるいじめの防止

- ① ネットによるいじめ防止のための情報モラル教育の実施、学校ネットパトロールの実施
- ② 学校とP T A及び学校保健委員会が連携したネットトラブルに対する取組
（アンケートの実施、研修会の開催、家庭におけるルールづくり等）

(8) 学校基本方針の公開と説明

- ① 学校の基本方針の内容を入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

- ② 基本方針を学校のホームページに掲載し、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を確認できるようにする。

2 早期発見の取組

(1) 見えるいじめを見逃さない努力と工夫

目に見えるいじめ、もしくはいじめの芽と思われる行為を発見した場合、その場でその行為をやめさせ、いじめられている児童の話をよく聴く。その際、被害児童の心情に寄り添って傾聴する。

(2) 見えにくいいじめに気づく努力と工夫

児童の発するサインがたとえ小さくても、いじめではないかとの疑いを持って、いじめられた児童の心に寄り添いながら声をかけ、児童の人間関係をつぶさに把握しながら積極的に確認する。また、早い段階から複数の教職員が関わり、いじめと疑われる行為を軽視しない。

(3) いじめの早期発見のための対応と取組

- ① いじめに対する認識・・・いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題
- ② いじめを許さない学校と学級づくり・・・児童と保護者に対し姿勢を明確に示す
- ③ 校内生徒指導体制・教育相談体制の再点検
- ④ 実態把握のためのアンケート等の実施・・・年2回（6月・11月）の実施
- ⑤ 教育相談日の周知（月1回）
- ⑥ 児童会を中心とした自主的な取組・・・いじめ防止の呼びかけ等
- ⑦ 計画的・組織的な校内巡視の実施（組織体制を工夫して児童を見守る時間を増やす）

3 早期発見のための具体的な組織的対応の推進

(1) 学校教職員の情報ネットワークの強化・・・いじめを発見したらすぐに校内組織に報告し、全教職員で情報を共有する。

(2) 学校・家庭・地域の情報ネットワークづくり

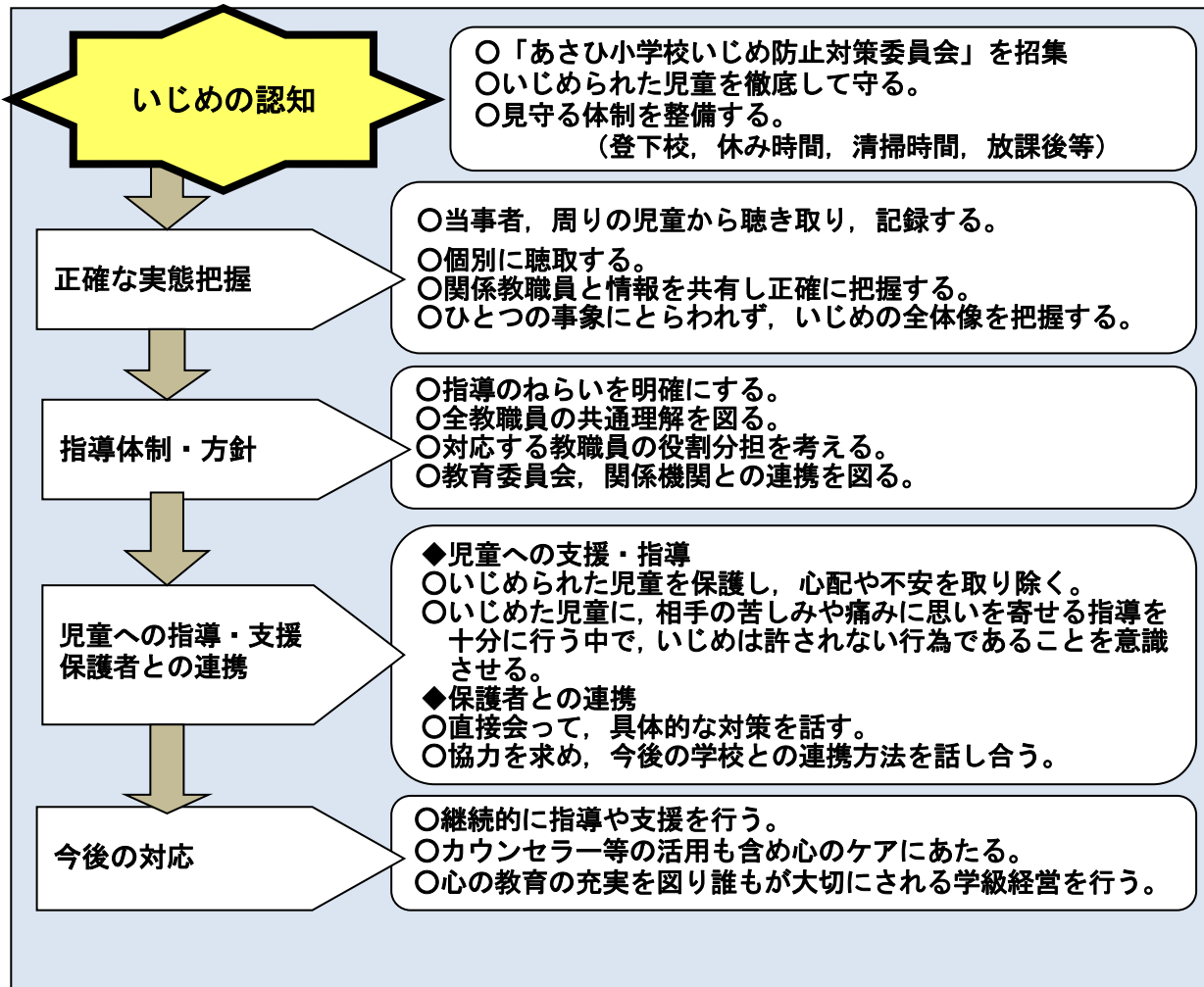
- ① 定期的に校内のいじめに関する状況等の情報を家庭や地域に知らせて、各家庭からも指導に協力していただく。
- ② 家庭用のチェックリストを作成し配付したり、いじめに関するアンケートを保護者対象に行ったりする。
- ③ 児童生徒や保護者が相談しやすい環境づくり
 - ア) 生活の記録、日記等の活用
 - イ) 個人面談や家庭訪問の機会を活用、教育相談日の周知

4 いじめ発生の場合の適切な対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ

いじめを認知した場合、校長のリーダーシップのもと、組織的に事案の対応にあたる。また、校長は事実確認の結果について、責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児

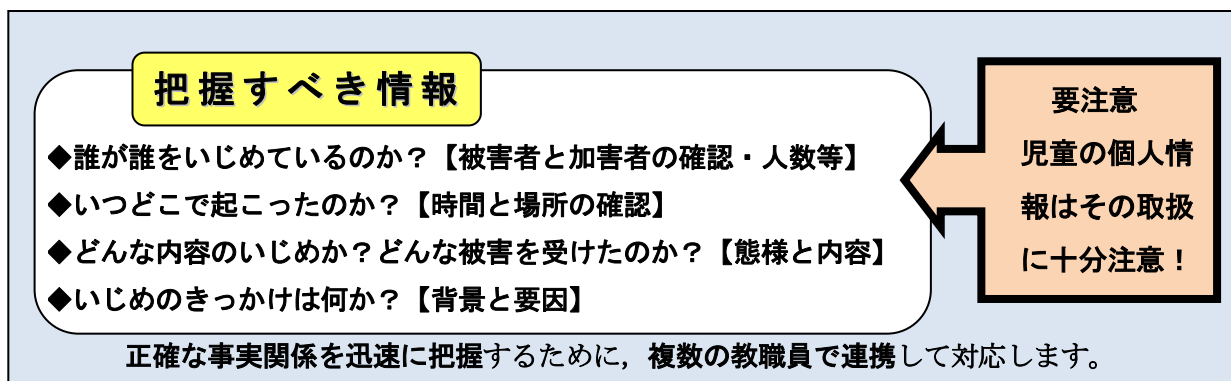
児童の保護者に連絡する。



(2) いじめ発見時の緊急対応

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱えこまず、速やかに『あさひ小学校いじめ防止対策委員会』に報告し、組織的に対応する。いじめを受けている児童やいじめを知らせてきた児童を守りぬくことを第一としつつ、速やかにいじめの正確な事実確認を行い、情報を共有するとともに、校長のリーダーシップのもと、指導体制や指導方針を決定する。

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、いじめられた児童の自尊感情を損なわないよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーにも十分に留意して以後の対応を行う。



(3) いじめと認知した場合の対応

① 被害児童及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめを認知した際には、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童やその保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

イ) いじめられた児童への対応

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。さらに、状況に応じて、スクールカウンセラー等の心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

ウ) いじめられた児童の保護者への対応

保護者の心情を配慮しながら誠意をもって対応する。事実関係を正確に説明し、誤解を招かないようにする。保護者の訴えを共感的態度で傾聴し、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪する。学校で安心して生活できるようにすることを約束するとともに、具体的な対応と経過については、今後継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

エ) 自殺につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺につながる可能性がある場合、「TALKの原則」（Tell：心配していることを伝える，Ask：自殺願望について尋ねる，Listen：気持ちを傾聴する，Keep safe：安全の確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チーム対応による長期のケアを行う。いじめが解決した後もきめ細かく経過観察を行い、関係する児童への対応をていねいに行うなどして、いじめの再発防止に努める。

② 加害児童生徒及びその保護者への対応

ア) いじめを認知した際の対応

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめた児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

また、いじめた児童に対しては、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得るなど、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。さらに、事実関係を確認したら迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

イ) いじめた児童への対応

いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、心身又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の不適切さや責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な

人格の発達に配慮する。児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的な配慮を十分にし、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。また、状況に応じて、学校教育法第35条の規定に基づき、出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

ウ) いじめた児童の保護者への対応

子どもが同じことを再び繰り返さないようにするために、学校と家庭が連携して子どもを育てていく姿勢で保護者に対応する。保護者を責めたり、事実の解明を迫ったりせず、保護者が孤立感をもたないようにすることにも配慮する。

また、保護者が自分の子どもの正当性を主張したり、いじめられている子どもに非があると考えたりする場合には、保護者の思いも聞きながら、「いじめは許されないことであり、学校として毅然とした態度で取り組む」ということを理解できるようにする。必要に応じて、複数の教職員で保護者の対応にあたる。

③ 集団へのはたらきかけ

ア) 児童に対する指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。「いじめは命や居場所を脅かすものであり、いじめられた側も、いじめた側も、その双方の家庭をも不幸せにするものであり、人間として絶対に許されないものである」という認識を一人一人の児童に徹底して指導する。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせることが必要であることを理解させ、いじめを傍観することは、いじめを助長することになり、許されない行為であるという自覚を促す。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるように指導する。

イ) 保護者に対する啓発指導

場合によっては、PTA役員、教育委員会等との連携を図り、保護者への説明を行う。その際、個人情報の取扱いに留意しつつ、事案の概要や今後の学校の対応方針等を説明し協力を求める。

④ 継続した指導体制の確立

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい学校生活や学級活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

(4) いじめが「解消している」状態

- ① いじめが「解消している」状態とは、少なくとも「いじめに係る行為が止んでいるこ

と」及び「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」が満たされている必要がある。ただし、これらが満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ② いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。
- ③ いじめが「解消している」状態については、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態の期間を少なくとも3か月を目安とする。
- ④ 教職員は、少なくとも3か月を目安に、その期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で、いじめの解消について判断を行う。
- ⑤ いじめの被害の重大性等から、いじめが「解消している」状態について長期の期間が必要であると判断される場合は、少なくとも3か月の目安にかかわらず、学校いじめ対策組織（あるいは市教育委員会）の判断により、より長期の期間を設定する。
- ⑥ いじめが「解消している」状態の判断に際しては、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかについて、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。
- ⑦ 教職員は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通しその安全・安心を確保する責任を有していることを自覚し、また、学校いじめ対策組織は、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、それを確実に実行する。
- ⑧ いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ① インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ② 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を行う。また、こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- ③ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに鶴岡警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ④ 早期発見の観点から、市教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- ⑤ 児童生徒が悩みを抱え込まないように、山形地方法務局鶴岡支局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
- ⑥ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求める。

IV 重大事態への対応

1 重大事態の定義

- (1) いじめにより児童（生徒）等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

2 重大事態の意味

- ・児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、十分な調査等を実施した上で、いじめを起因とする重大事態か否かを判断する。

3 重大事態への対処

- (1) 重大事態が発生したと判断した場合は、教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 問題対応、調査に当たる組織として、教育委員会と協議の上、「あさひ小学校いじめ防止対策委員会」の組織に、「鶴岡市いじめ問題対応委員会」より必要な人員の派遣を受けて「**あさひ小学校いじめ問題対応委員会**」を組織する。
- (3) 組織の役割は以下の通りとする。
 - ① 当該いじめ問題に対応するための組織設置及び関係機関との連携について協議する。
 - ② 当該いじめ問題に係わる聴き取り及び調査を実施する。
 - ③ 聴き取り及び調査の結果を集約し、当該児童生徒及び保護者に対して情報を提供する。
- (4) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関と適切に連携する。
- (5) 調査の際、アンケートを実施する場合は、その旨を調査対象の児童や保護者に説明する等の措置を行う。
- (6) 上記調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (7) 情報の共有及び提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

【いじめ対応委員会】

校長，教頭，教務主任，養護教諭，特別支援教育主担当，生徒指導主任，
教育相談担当，該当学級担任

V 教育相談体制と生徒指導体制の整備

1 教育相談体制と活動計画

(1) ねらい

児童と教師が豊かな結びつきを持ち、児童一人一人がいのちを大切に、豊かな心を育てていくために、その可能性を最大限に引き出す児童理解に努める。

また、個々の児童が持つ悩みや問題の解決に当たり、学校生活や家庭生活によりよく適応するための支援を行う。

(2) 活動計画

- ① 定例の職員会議において、問題を抱えている児童の事例について、全職員の共通理解を図る。
- ② 必要に応じて「いじめ対応委員会」を開催し、組織的に問題を解決する。
- ③ 外部講師を招いた校内研修会を開催し、教育相談についての知識を深める。
- ④ 資料や記録を累積・整理し、必要に応じて活用を図る。
- ⑤ 毎月1回を教育相談日として教育相談の充実を図る。
- ⑥ 年に2回、Q-Uといじめアンケートを実施し、教育相談の充実といじめの早期発見をめざす。

2 生徒指導体制と活動計画

(1) ねらい

- ① 基本的な校内生活の約束を身につけ、主体的に物事に取り組む子どもを育成する。
- ② 他とかかわり合いながら、よりよい生活を送るように工夫できる子どもを育成する。
- ③ 問題が発生した場合にすぐに対応できるように、校内の組織及び体制を整備する。

(2) 今年度の重点的取り組み

- ① 明るく礼儀正しい態度・・・場に応じた言葉遣い
- ② かかわりを持った自主的な取り組み・・・進んで、工夫して
- ③ 忘れ物をしない・・・メモを取る
- ④ 落ち着きのある生活・・・約束を主体的に守る
- ⑤ ものを大切にする・・・身の回りの整頓、校舎を大切にする

【年間活動計画】

月	防止対策	早期発見対策	研修・報告・評価・その他
4月	○学級づくり ○いじめ防止対策委員会 ①	○職員会議や毎週の職員打ち 合わせの時の「子どもを語 る会」での情報交換	○職員研修①(いじめ防止基本方 針の周知) ○朝日地域校長・教頭等会議 (年間を通して定期的に開催)
5月	○校長講話① ○QUテスト①		
6月	○いじめ対応委員会 ○児童会での取り組み①	○チェックリスト活用 ○いじめアンケート①	○職員研修②(いじめアンケート とQUテストの事例研修①)
7月	○地域子ども会 ○地区運動会に向けての 指導	○地域懇談会での情報交換 ○保護者会で情報交換 ○個別面談	○学期反省での評価 ○第1期いじめ報告
8月	○学級づくり		
9月	○いじめ防止対策委員会 ② ○運動会に向けての指導 ○校長講話②	○個別面談 ○チェックリスト活用	
10月	○学校祭に向けての指導		
11月	○QUテスト② ○いじめ対応委員会	○いじめアンケート②	
12月	○児童会での取り組み② ○地域子ども会	○保護者会で情報交換	○職員研修③(いじめアンケート とQUテストの事例研修②) ○第2期いじめ報告
1月	○学級づくり ○校長講話③	○チェックリスト活用	○年間反省での評価
2月	○いじめ防止対策委員会 ③	○民生児童委員との懇談会	
3月	○地域子ども会 ○卒業式に向けての指導	▼○個別面談	○第3期いじめ報告

* 毎週、水曜日の職員打合せで学級の様子を話し合う機会を設け、いじめ事案についても共通理解を図って対策している。

VI 校内研修

児童生徒理解・いじめ問題のための研修

- (1) 定例の職員会議において、定期的に事例研修を行う。
- (2) 外部講師を招いた校内研修会を開催し、教育相談についての知識を深める。
- (3) 校外で行われる生徒指導、特別支援教育等の研修会に、計画的に職員を派遣して児童理解を深めると共に、資料等を全職員で共有する。

(4) 年に2回Q-Uといじめ等アンケートを実施し、その結果を分析し事例研修会を開催する。

Ⅶ 学校評価と教員評価

1 学校評価

(1) 学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促されるよう、以下の項目を参考に、児童や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえその改善に取り組む。

- ① 学校におけるいじめへの対処方針や指導計画を明確にしているか。
- ② 日頃よりいじめの実態把握に努め、児童が発する危険信号等を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めているか。それら各学級の状況を学校組織として共有できているか。
- ③ 学校はいじめ防止基本方針や取組みについて、保護者や地域と共有し、理解や協力を得ているか。
- ④ いじめが生じた際に、学校全体で組織的に迅速に対応する体制が整備されているか。

(2) いじめの防止等の対策のための組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めたいじめの取組みが計画どおりに進んでいるかどうかの点検や、いじめの対処がうまくいっていないケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、学校はいじめ防止の取組についてPDCAサイクルで検証を行う。

2 教員評価

(1) いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組み等をしているかどうか評価する。

(2) 学級の実態に基づく評価結果を踏まえ、その改善に取り組んでいるかどうか評価する。

Ⅷ その他

1 基本方針の見直し

この基本方針は、法令、学校経営の方針、児童や地域の実態等と照らし合わせ、毎年見直しを行うものとする。

2 保・小・中の連携の推進

朝日地域は、保育園、小学校及び中学校が1校(園)となるため、保・小・中の連携をより深め、地域が一体となって総合的にいじめ防止に取り組んでいく体制づくりを進めていく。

いじめ対応に係る事実確認票

鶴岡市立あさひ小学校

	確認事項	具体的内容
1	いじめ発生日時（確認日時）	令和 年 月 日（ ）
2	主ないじめ発生（確認）場所	校内 ・ 校外（ ）
3	被害児童	年 氏名 (男・女)
4	加害児童（または集団）	年 氏名 (男・女)
5	いじめの動機やきっかけ	
6	具体的ないじめの状況	
7	被害児童及び加害児童の 日頃の言動や性格等	[被害児童]
		[加害児童]
8	被害児童及び加害児童の 家庭環境	[被害児童]
		[加害児童]
9	周辺児童からの情報	
10	これまでの問題行動等	
11	その他	

※ 「あさひ小学校いじめ防止対策委員会」の事実確認のために作成するものです。